平成30年第3回青森市議会定例会提出案件(本会議6日目提出)

	件名	提出 件数
諮 問	 ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について 	
	○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について計	1 0
	計	1 0

○ 諮 問

諮問第9号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成29年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を

求める。

督促処分の内容 平成29年6月分の下水道使用料 関係法令 地方自治法第231条の3第7項

諮問第10号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第2 29条第2項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成29年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を

求める。

徴収処分の内容平成29年7月分の下水道使用料関係法令地方自治法第229条第2項

諮問第11号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成29年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を

求める。

督促処分の内容 平成29年7月分の下水道使用料 関係法令 地方自治法第231条の3第7項

諮問第12号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第2 29条第2項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成29年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を

求める。

徴収処分の内容 平成29年8月分の下水道使用料 関係法令 地方自治法第229条第2項

諮問第13号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成29年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を

求める。

督促処分の内容 平成29年8月分の下水道使用料 関係法令 地方自治法第231条の3第7項

諮問第14号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第2 29条第2項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成29年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を

求める。

徴収処分の内容 平成29年9月分の下水道使用料 関係法令 地方自治法第229条第2項

諮問第15号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成29年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を

求める。

督促処分の内容 平成29年9月分の下水道使用料 関係法令 地方自治法第231条の3第7項

諮問第16号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成29年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を

求める。

徴収処分の内容 平成29年10月分の下水道使用料

関係法令 地方自治法第229条第2項

諮問第17号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成29年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を

求める。

督促処分の内容 平成29年10月分の下水道使用料 関係法令 地方自治法第231条の3第7項

諮問第18号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成29年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を

求める。

徴収処分の内容 平成29年11月分の下水道使用料

関係法令 地方自治法第229条第2項